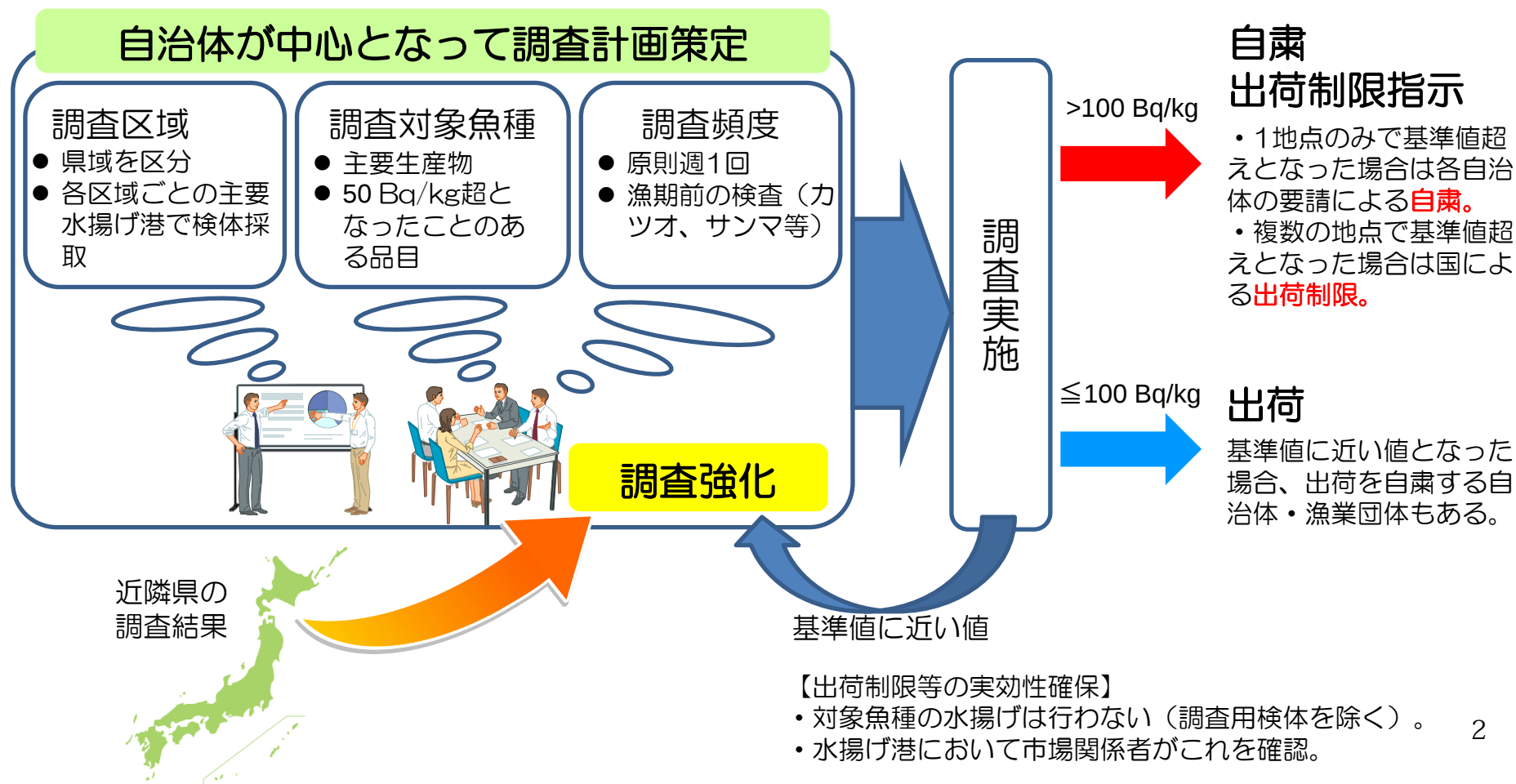


水産における対応について

平成27年1月
水産庁

水産物の放射性物質調査の流れについて

- 調査にあたっては、主要生産品目及び前年度に50 Bq/kg超となった品目を調査。また、表層、中層、底層といった生息域、漁期、近隣県の調査結果等を考慮。
- 基準値に近い値が出た時や近隣県で高い値が出た時には、調査を強化。
- 基準値を超過した場合、各自治体の要請による自粛や原子力災害対策本部長による出荷制限の措置を実施。



福島県における海産物の調査結果

平成26年11月30日現在

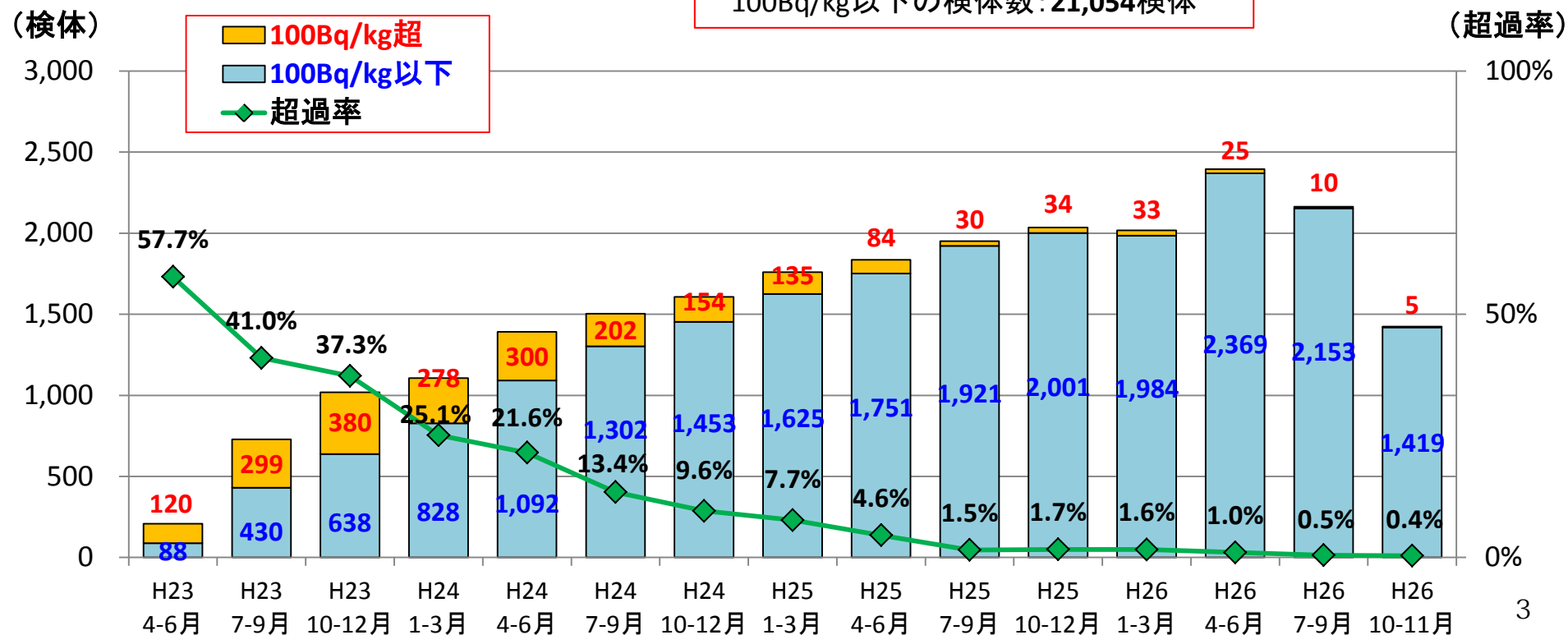
- 福島県においては、平成23年4-6月期には基準値を超える割合が57.7%となっていたが、事故後1年間でその割合は半減。平成24年4月以降は、事故後に50Bq/kg以上が検出された魚種に調査の重点を移して継続したが、それでも基準値を超える割合は低下を続け、平成26年10-11月期は、0.4%まで低下。
- なお、試験操業を除き、沿岸漁業・底びき網漁業を自粛中。

福島県の海産物調査結果

総検体数: 23,143検体

100Bq/kg超の検体数: 2,089検体

100Bq/kg以下の検体数: 21,054検体



福島県以外における海産物の調査結果

平成26年11月30日現在

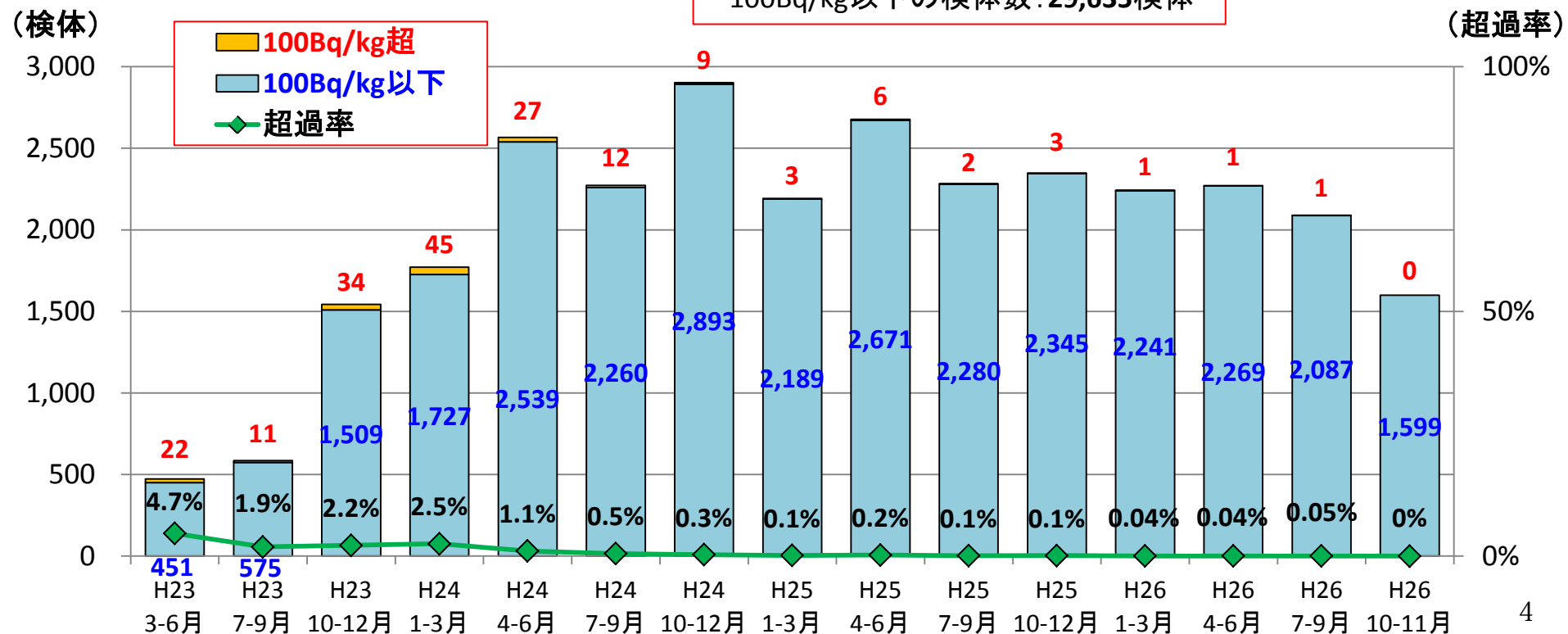
- 福島県以外においても、100Bq/kg超の検体の割合は徐々に低下し、平成24年7-9月期以降は1%を切るレベル。
- なお、基準値を超えている魚種は、国からの出荷制限指示等が出されているため、いずれも市場に流通しないよう措置済み。

福島県以外の海産物調査結果

総検体数: 29,812検体

100Bq/kg超の検体数: 177検体

100Bq/kg以下の検体数: 29,635検体



水産物の調査実績

○ 現在では、シラスやコウナゴ等の表層の魚、カツオ・マグロ類、シロザケ、サンマといった回遊魚、イカ・タコ類、エビ・カニ類、貝類や海藻類等については、福島県も含め、全ての都道府県で基準値以下。

平成24年度4月1日以降に、全ての都道府県で基準値以下が確認されている代表的な海産物

海藻類	全種					
貝類	全種					
イカ・タコ類	全種					
エビ・カニ類	全種					
表層魚	イワシ類	サンマ	イカナゴ	シラス	カマス類	トビウオ
中層魚	サバ類	カジキ類	カツオ類	マグロ類	ギンザケ	シロザケ
	ブリ	アオザメ	ヨシキリザメ	カンパチ	コノシロ	サワラ
	シイラ	シシャモ	チダイ	ヒラマサ		
底層魚	アカムツ	アジ類	アオメエソ	イシダイ	イトヒキダラ	ウマヅラハギ
	キンメダイ	キチジ	トラフグ	ニシン	マハゼ	マフグ
	ミギガレイ					
哺乳類	クジラ類					

福島県及び福島県近隣県で出荷制限されている（流通することはない）海産物（平成26年11月30日現在）

魚種		ヒラメ、 イシガレイ	コモンカスベ、 シロメバル	クロダイ	スズキ
岩手県の一部 ^(注2)				×	×
宮城県				×	×
福島県 ^(注3)		×	×	×	×
茨城県	北部 ^(注4)	×	×	^(注5)	×

注：1）表中の×は出荷制限表示の対象となっている海域・魚種を表示

3）福島県海域においては、本表に示した6種の他に29種の海産物について出荷制限が指示されている。

5）茨城県北部におけるクロダイは、業界が生産自粛を行っている。

2）岩手県・宮城県の陸域の県境の正東線以南の海域

4）北緯36度38分以北の茨城県海域

福島県から出荷される水産物の安全性の確保について

福島県沖の現状

- 震災以降、県内の漁業協同組合が全ての沿岸漁業及び底びき網漁業の操業自粛を継続。
- 福島県が福島県沖で毎週150検体程度の水産物を検査。
- 水産物の放射性物質検査の結果を踏まえ、出荷制限が指示されていない魚種のうち、放射性物質の値の低い海域・種のみを対象として、平成24年6月から試験操業・販売を実施。

汚染水問題との関係

- 平成25年7月の汚染水漏洩報道の後、試験操業を一時中断。その間に福島県が海水を検査した結果、放射性セシウム濃度及び全 β 放射能について、東京電力福島第一原子力発電所の事故発生前の値と同程度であることを確認。また、水産物についても、汚染水漏洩報道の前後で検査結果に差がないことを福島県が確認。
- 福島県による上記確認をうけて、平成25年9月25日から試験操業を再開。

今後の取組

- 引き続き検査により水産物の安全を確認しつつ試験操業・販売の海域・種の拡大を検討。

(参考)福島県における試験操業・販売の状況

試験操業の対象種(平成26年11月30日現在:計56種)

＜底びき網漁業:41種類＞ ミズダコ、ヤナギダコ、マダコ、スルメイカ、ヤリイカ、ケンサキイカ、ジンドウイカ、ケガニ、ズワイガニ、ベニズワイガニ、ヒゴロモエビ、ボタンエビ、ホッコクアカエビ、沖合性のツブ貝(シライトマキバイ、チヂミエゾボラ、エゾボラモドキ及びナガバイ)、オキナマコ、キチジ、アオメエソ(メヒカリ)、ミギガレイ(ニクモチ)、ヤナギムシガレイ、キアンコウ、アカガレイ、サメガレイ、アカムツ、ヒレグロ、チダイ、マアジ、メダイ、スケトウダラ、ユメカサゴ、マガレイ、ホウボウ、オオクチイシナギ、ウマヅラハギ、カガミダイ、カナガシラ、ソウハチ、マダイ及びマトウダイ

＜沖合たこかご漁業:5種類＞ ミズダコ、ヤナギダコ、シライトマキバイ、エゾボラモドキ、チヂミエゾボラ

＜船びき網漁業:2種類＞ コウナゴ(イカナゴの稚魚)及びシラス(カタクチイワシの稚魚)

＜固定式刺網漁業:14種類他＞ イシカワシラウオ、ヒラツメガニ、ガザミ、シロザケ、マサバ、ゴマサバ、マアジ、ブリ、ホウボウ、マダイ、チダイ、サワラ、カナガシラ、マトウダイ及び他の試験操業の対象種

＜沿岸かご漁業:6種類＞ ヒラツメガニ、ガザミ、ミズダコ、マダコ、ヒメエゾボラ、モスソガイ

＜潜水漁業:1種類＞ アワビ

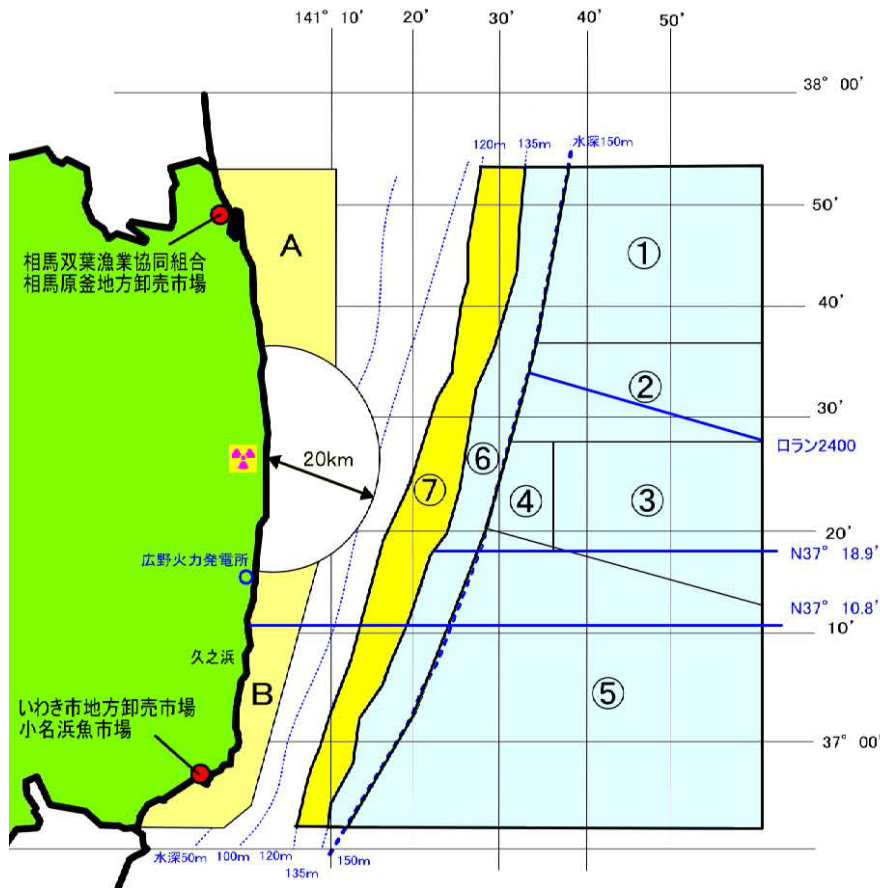
＜貝桁網漁業:1種類＞ ホッキガイ

＜流し網:6種類他＞ マイワシ、マアジ、マサバ、ゴマサバ、ブリ、サワラ及び他の試験操業の対象種

※ 上記対象種類のうち、重複するものを除くと56種類。

※ 対象種追加の経緯は福島県漁連のHP参照 <http://www.jf-net.ne.jp/fsgyoren/siso/sisotop.html> 7

試験操業海域 (平成26年11月30日現在)



- 注1: 底びき網漁業は①+②+③+④+⑤+⑥+⑦の海域で実施
 注2: 沖合たこかご漁業(7~8月)は①+②+③+④+⑤+⑥の海域のうち、北緯37度18.9分以上で実施
 注3: 船びき網漁業はA+Bの海域で実施
 注4: 固定式刺網漁業はA+Bの海域で実施
 注5: 沿岸カゴ漁業はBの海域で実施
 注6: 潜水漁業はBの海域で実施
 注7: 貝桁網漁業はBの海域で実施。
 注8: 流し網漁業は東電福島第一原発の半径20km以内を除く北緯37度10.8分以上の海域で実施。

試験販売時の放射性物質検査の概要

- 平成24年6月~26年11月の試験販売の際、生の状態及び加工した状態のものについて計2,573回、放射性物質の簡易検査を実施。
- 検査結果は福島県漁連のHPにて随時公開。
<http://www.jf-net.ne.jp/fsgyoren/siso/sisotop.html>

漁獲物の流れ

- ・ 漁連が中心になって、放射性物質の検査、販売物の管理等を実施。

